

KBC映像組合新聞

E-mail: kbceizo uni@r2.dion.ne.jp

過半数代表制度選挙の 投票期間中です。 組合員は必ず投票を 行って下さい。

組合からは **田中孝之委員長** が立候補しています。

昨日より、36協定（時間外労働と休日労働に関する協定）と専門業務型裁量労働制に関する協定、およびフレックスタイム制に関する協定などを締結する為の、過半数代表者制度選挙の投票期間となっています。

これらの協定は、私たちの労働条件を直接決めるものです。ですからこれらの協定が十分に協議されずに締結されると、膨大な時間外や、休み無しでの連続勤務を労働者側が認めてしまうこととなります。よって組合は、これらの協定は一個人ではなく、組合のような組織が協議を行ったほうが良いと考えています。そこで、組合からは今回の選挙に田中孝之委員長が立候補しています。

この重要な協定を十分協議して締結する為にも、KBC映像労組は田中孝之委員長を応援しています。

15日(金)まで朝ビラを行います。組合員は参加をお願いします。

昨日より、選挙の投票を呼びかける朝ビラを行っています。組合員は朝ビラに参加をお願いします。



【過半数代表者選挙スケジュール】KBC映像 選挙管理事務局発表

2月12日(火)～15(金)

過半数代表者制度選挙 投票期間(15日 即日開票)

2月18日(月)

過半数代表者制度選挙 開票結果発表

安定した雇用を勝ち取ることが会社を守ることにつながる

36 協定とは？

36 協定とは我々の労働時間と休日の条件を決める重要な協定です。

普段私たちは、会社が定めた就業規則というものを基準に働いていると思います。ではその就業規則はどのようにして作られているかというと、会社が自由に決められるものではなく、労働基準法をもとに作成されています。労働基準法というのは、戦後に、過重労働を強いられていた労働者を守るために出来た法律で、主に労働者の権利を守るために出来た法律であるといってもよいでしょう。

そこで、労働基準法では、労働者が過重労働をさせられないように大原則として「1日8時間・1週間40時間を超えて労働をさせてはいけない」と定めています。しかし、この法律を遵守すると会社が成り立たない場合もあるので、36条では、「その時間を越えて労働をさせる場合には、労働者と使用者で協議をして協定を結ぶこと」と定めています。（36条で定められているのでサブロク協定と呼ばれています）

ですから、36協定というのは労働時間と休日に関する労働条件を労使間で話し合っ
て決めるということなのです。具体的には、時間外勤務を命じることができる上限時間や、休日の数や指定の方法を協議します。よって、もしこの協定の締結が慎重に行われなければ、一ヶ月間に膨大な時間外を命じられたり、一週間を超えて休日をとる事が出来なくなってしまうのです。実際に組合に出された協定案ではそう
なっています。

今回会社は、協定に関する協議は代表者と行いますと明言していますが、こんなに重要な協定を一人の従業員が会社と対等に協議するのは不可能だと思われ
ます。なぜなら、個人で会社と対等に協議するのは非常に困難であり、協定の内容
に関しては、かなりの法律の知識が必要だからです。組合としては、協定に
関する協議は、一個人ではなく、組合のような組織がおこなうべきだと考
えています。

そこで、協定について十分に協議を行うためにも、組合からは組合代表として田中
委員長に立候補してもらいました。「代表者が組合との協議を望めばその意思を拒
否することはできない」と会社は言っていることから、田中委員長が代表者とな
った場合は、協定の協議は組合が行うことになると思われ
ます。よって組合は、田中委員長を全面的に応援していきます。組合員の皆さん、また組合員ではない皆さんも、田中委員長への応援をよろしく
お願いします。

KBC映像労組は 田中委員長を応援しています。